

# 時制化された性質による現在主義と因果 (Tensed-Property Presentism and Causality)

佐金 武 (Takeshi Sakon)

京都大学／学術振興会特別研究員

(Kyoto University, JSPS Research Fellow)

現在主義とは、過去や未来は存在せず、現在であるもののみが本当の意味で存在すると考える、時間論における一つの形而上学的立場である。しかし、過去や未来が現在と同じような仕方では存在しないとすれば、過去言明や未来言明の真理をいかにして説明することができるのだろうか。この問いに対する現在主義からの応答には様々なものがあり、それに応じてこの立場の理論的定式化についても様々な可能性が考えられる。本発表では特に、J.ビグローが示唆した「時制化された性質の理論」に着目し、まずこの理論の一般的説明を与える。次いで、時制化された性質の理論が、因果に関してどのような含意をもつことになるのかということを検討し、それによりこの理論の明晰化を図りたい。

時制化された性質による現在主義は、現在存在する対象が、現在存在しない何事かをいわば種子のようなものとして今内在化していると考えられる。この理論的立場においては、現在存在する対象は、「今一である」という現在時制の性質だけでなく、「かつて一だった」という過去時制の性質や「やがて一だろう」という未来時制の性質も今持っていると考えられている。たとえば、このリンゴは、今赤いという現在時制の性質を今持っているということだけでなく、かつて青かったという過去時制の性質や、やがて腐るだろうという未来時制の性質も今持っていることができる。そのとき、「このリンゴはかつて赤かった」という過去言明の真理は、このリンゴが、かつて赤かったという過去時制の性質を今もっていることによって説明される。

ところで、因果言明もまた、現在主義にとって困難を生じさせるといわれることがある。因果は二つの時点に位置する異なる出来事の間になり立つのだから、どのような因果言明についても、過去もしくは未来の出来事への言及が不可欠というわけだ。ここで、まず、次の点に注意しよう。因果言明の分析には、大きく二つのものがある。一つは、D.ルイスの反事実的条件法による分析であり、もう一つは、因果言明はむしろ、原因と結果の間の因果関係そのものについて述べていると考えるアプローチである。「太郎がボールを投げたことが、空き缶が倒れていることの原因だ」という因果言明を考えよう。ルイスによれば、この言明は、「太郎がボールを投げなかったとすれば、空き缶は倒れていないはずだ」ということが真であることと等しい。しかし、ルイスの分析には、多重決定や先取りの事例など多くの困難が知られている。たとえば、太郎がボールを投げたそのときに、花子も同じ空き缶をめがけて小石を投げていたとす

れば、先の因果言明は真であるにもかかわらず、「太郎がボールを投げなかったとしても、空き缶は倒れているだろう」ということになり、彼の分析は失敗に終わる。ルイス自身、このような問題含みの事例について様々な解決策を示してはいる。とはいうものの、より率直な対処法は、二つの事象の間に因果関係がそのまま成り立っていると考え、反事実的条件法の分析を放棄するということだろう。

時制化された性質の理論を前提すれば、先の因果言明は正に、「太郎がかつてボールを投げたという過去時制の性質を今もっているということと、空き缶が倒れているという現在時制の性質を今もっているということの間には因果関係が成り立っている」ということを表現するものとして分析することができる。この因果関係に表れる二つの関係項は、現在存在する二つの対象とそれらがもつ時制化された性質の観点から現在主義的な仕方の説明を与えられている。したがって、時制化された性質による現在主義は、因果関係を実在的に捉えることと背反せず、また、因果関係を実在的に捉えることは、ルイスの分析の問題を解消するのであるから、因果言明の分析は、この理論的立場にとっていかなる困難も生じさせないことが分かる。

ある現在の対象のもつ過去時制の性質は、法的に決定されるのであれ、偶然に過ぎないのであれ、その対象のかつての因果的相互作用についての完全な履歴を与える。他方、未来時制の性質は、ある現在の対象に必然的な事象様相を付与する。つまり、ある現在の対象がある未来時制の性質をもつということは、その対象が未来においてそれに見合う現在時制の性質を必ず持つことになるということの意味する。この必然的な事象様相は、その対象が今もっている現在時制の性質としかるべき自然法則を基礎とするだろう。仮にこの現実世界が完全に決定論的であるとすれば、現在の対象が未来においてどのような現在時制の性質をもつことになるのかということは確定される。逆にそうではないとすれば、現在の対象は、未来においてある現在時制の性質をもちながら、それに対応する未来時制の性質は現在において見出されないことになる。

ところで、J.パーソンズは、時制化された性質は、傾向性の一種と考えることができる。たとえば、あるものが溶けやすいという性質をもつのは、(反事実的な状況下で) 適当な溶媒に入れたなら、それは溶けてしまうはずだといえるときだ。それと同様に、このリンゴがやがて腐るだろうという未来時制の性質を今もっているということは、ある未来の時点が(反事実的に) 現在だとすれば、そのリンゴは腐るはずだということの意味する。パーソンズの考えるところでは、そのリンゴがこのような未来時制の性質をもつということは、「ある未来の時点においてそのリンゴが(無時制的に) 腐る」という無時制的な事実のカテゴリカルな基礎がある。しかし、私は、彼の説明を逆転して、時制化された性質は傾向性そのものではなく、上の反事実的条件文を支える事実的な基盤と見なされるべきだと考える。つまり、「ある未来の時点においてそのリンゴが腐る」ということは、「ある未来の時点が(反事実的に) 現在だとすれば、そのリンゴは腐るはずだ」ということを意味し、この反事実的条件文は、そのリンゴがやがて腐るだろうという未来時制の性質を今もつことによって真になる。そして、上述のように、この未来時制の性質が今本当に存在するかどうかは、そのリンゴが今もっている現在時制の性質としかるべき自然法則から決定されると考えるべきであることはいままでもない。